

IV 寄附の禁止

1 寄附

寄附とは、金銭、物品などの供与またはその約束で、債務の履行としてなされるもの以外のものをいいます。

(1) 寄附となるものの例

- 祭り、体育大会等など各種行事に対するお祝い
- 食事の提供
- 花輪、供花
- 香典、祝儀、餞別
- 中元、歳暮、記念品

(2) 寄附とならないものの例

- 党費、会費（党則、規約等の定めに従って構成員として義務的に支出する通常かつ均一なもの）
- 祝電、弔電
- お布施（役務の対価と認められるものに限る。）
- 町内会費（義務的なものに限る。）

政治家の寄附は禁止!!

有権者が寄附を求めることも禁止!!



2 候補者等の寄附の禁止

候補者または候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）（以下「候補者等」といいます。）や候補者等が役職員等を務める会社や団体の当該選挙区内にある者に対する寄附については、次の表に記載したとおりの制限があり、違反した場合は原則として罰則の対象となります。

〔当該選挙区内にある者〕

当該選挙区内にある者とは、その者が選挙権、被選挙権を有すると否とにかかわらず、候補者等の選挙区内に住所を有する者および滞在している者をいいます。個人だけでなく、会社、団体、国、県、市町村なども含まれます。

寄 附 の 主 体	平 常 時	一 定 期 間
公 職 の 候 補 者 等	選挙区内にある者に対し、どのような理由をもってするを問わず寄附をしてはならない。 〔禁止の対象外〕 1 政党その他の政治団体に対する寄附 2 親族に対する寄附 3 政治教育集会に関する必要やむを得ない実費の補償（食事、食料を除く。） （注）次のものは政治教育集会から除かれます。 (1) 参加者に饗応接待が行われるもの (2) 選挙区外で行われるもの	左記の〔禁止の対象外〕のうち、3についても禁止される。 また、左記のほか、その公職の候補者等に係る後援団体に対する寄附は禁止される。（当該後援団体が資金管理団体である場合を除く。）

寄 附 の 主 体	平 常 時	一 定 期 間
公職の候補者等が役職員または構成員である会社その他の法人または団体	選挙区内にある者に対し、どのような理由をもってするを問わず、当該候補者等の氏名を表示し、またはこれらの者の氏名が類推されるような方法で寄附をしてはならない。 〔禁止の対象外〕 政党その他の政治団体またはその支部に対する寄附	同左
公職の候補者等の氏名が表示され、またはその氏名が類推されるような名称が表示されている会社その他の法人または団体	当該選挙に関し、選挙区内にある者に対し、どのような理由をもってするを問わず寄附をしてはならない。 〔禁止の対象外〕 1 政党その他の政治団体またはその支部に対する寄附 2 当該公職の候補者等に対する寄附	同左
後 援 団 体	選挙区内にある者に対し、どのような理由をもってするを問わず寄附をしてはならない。 〔禁止の対象外〕 1 政党その他の政治団体またはその支部に対する寄附 2 当該後援団体が推薦または支持する公職の候補者等に対する寄附 3 当該後援団体の設立目的により行う行事または事業に関してなされる寄附（花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものとしてなされる寄附を除く。）	左記の〔禁止の対象外〕のうち、3についても禁止される。
上記を含むすべての者		後援団体の総会その他の集会、後援団体が行う見学、旅行その他の行事において、当該選挙区内にある者に対する供応接待（通常用いられる程度の食事の提供を除く。）、金銭、記念品その他の物品の供与は禁止される。

上表の「一定期間」とは、次のとおりです。

	選挙の種類	期間の始期（いつから）	期間の終期（いつまで）
1	衆議院議員総選挙	任期満了の日前 90 日に当たる日から	総選挙の期日まで
	衆議院の解散による総選挙の場合	衆議院解散の日の翌日から	総選挙の期日まで
2	参議院議員通常選挙	任期満了の日前 90 日に当たる日から	通常選挙の期日まで
3	地方公共団体の議会の議員または長の任期満了による選挙	任期満了の日前 90 日に当たる日から	当該選挙の期日まで
	90 日特例による同時選挙の場合※	①任期満了の日前 90 日に当たる日 ②同時選挙を行う旨の告示がなされた日の翌日のいずれか早い日から	当該選挙の期日まで
4	衆議院議員または参議院議員の再選挙（統一対象再選挙を除く。）	当該選挙を行うべき事由が生じたとき、その旨を当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が告示した日の翌日から	当該選挙の期日まで
5	衆議院議員または参議院議員の統一対象再選挙または補欠選挙	①当該選挙を行うべき事由が生じたとき、その旨を当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が告示した日の翌日 ②当該選挙を行うべき期日前 90 日に当たる日のいずれか遅い日から	当該選挙の期日まで
6	地方公共団体の議会の議員または長の選挙のうち任期満了による選挙以外の選挙	当該選挙を行うべき事由が生じたとき、その旨を当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が告示した日の翌日から	当該選挙の期日まで

※ 90 日特例による同時選挙

- ① 地方公共団体の議会の議員の任期満了日が、当該地方公共団体の長の任期満了日前 90 日に当たる日から長の任期満了日の前日までの間にある場合
 - ② 地方公共団体の長の任期満了日が、当該地方公共団体の議会の議員の任期満了日前 90 日に当たる日から議員の任期満了日の前日までの間にある場合
- に、議員の任期満了による一般選挙と長の任期満了による選挙を同時に行うことができる。

3 その他選挙に関する寄附が禁止される者

- (1) 国、県、市町村と請負契約をしている者が、国やその県および市町村の選挙に関して寄附をすることは禁止されています。
- (2) 会社その他の法人が融資を受けている場合に、その融資を行っている者が国、県、市町村から利子補給を受けているときは、その融資を受けている会社や法人などが国やその県および市町村の選挙に関して寄附をすることは禁止されています。

4 候補者等を名義人とする寄附の禁止

候補者等の寄附禁止の趣旨を徹底するため、何人も候補者等を寄附の名義人として選挙区内にある者に対して寄附を行うことはできない(次の場合を除く。)こととされ、違反した場合は罰則の対象となります。

- (ア) 候補者等の親族（6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族）に対してする場合
- (イ) 候補者等が行う政治教育集会（参加者に対して供応接待が行われるもの、選挙区外において行われるもの、選挙ごとの一定期間内に行われるものを除く。）に関する必要やむを得ない実費の補償（食事、食料を除く。）としてする場合

したがって、候補者等の親族や友人が、候補者等を名義人とする寄附を選挙区内の者に対してすることは罰則をもって禁止されます。

5 寄附の勧誘・要求の禁止

何人も、候補者等に対して、選挙区内にある者に対する寄附を勧誘し、または要求することはできない(次の場合を除く。)こととされ、威迫して、または候補者の当選や被選挙権を失わせる目的でこれらの行為を行うと罰則の対象となります。この場合、威迫とは人に不安の念を抱かせるに足りる行為をいいます。

- (ア) 候補者等の親族（6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族）に対する寄附の勧誘または要求をする場合
- (イ) 政党その他の政治団体に対する寄附の勧誘または要求をする場合
- (ウ) 候補者が行う政治教育集会に関する必要やむを得ない実費の補償（食事、食料を除く。）としてする寄附の勧誘または要求をする場合

6 政治資金規正法による寄附の制限

上記2～5に記載した寄附の禁止や制限は公選法によるものですが、政治資金規正法にも次のような寄附の制限が規定されています。

(1) 寄附の量的制限

寄附の量的制限は、政治資金の集め方に節度を持たせるため、「政治活動に関する寄附」の授受について量的な面から規正しようとするものであり、「総枠制限」と「個別制限」の2種類があります。ここで注意しなければならないこととして、①年間の寄附額が寄附限度額を超えることとならないようにしなければならないが、この年間の寄附額は政治団体の本部に対する寄附と支部に対する寄附とを通じて算定されること、②寄附の量的制限の規定は、寄附をする側と寄附を受ける側のそれぞれについて主体区

分をし、その区分により取扱いを異にしていること、この２点があります。

○寄附の量的制限一覧

政治資金規正法上の寄附とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供与または交付で、党費、会費その他債務の履行としてなされるもの以外のものをいいます。

寄付者 受領者		個人		資金管理団体の届出をした公職の候補者		会社・労働組合等		政治団体		政党	
		総枠制限	同一の相手方に対する個別制限	総枠制限	同一の相手方に対する個別制限	総枠制限	同一の相手方に対する個別制限	総枠制限	同一の相手方に対する個別制限	総枠制限	同一の相手方に対する個別制限
政党・政治資金団体		年間 2,000 万円	制限なし	年間 2,000 万円	制限なし	資本金、組合員数等に 応じ、年間 750 万円～ 1 億円	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし
その他の政治団体	資金管理団体	年間 1,000 万円 (※ 2)	年間 150 万円 (※ 2)	年間 1,000 万円 (※ 2) (※ 3)	制限なし (自己の資金 管理団体に 対する寄附)	禁 止	禁 止	制限なし	同一の政治 団体に対し 年間 5,000 万円	制限なし	制限なし
	資金管理団体 以外の政治団体				年間 150 万円 (※ 2) (※ 4)	禁 止	禁 止	制限なし	同一の政治 団体に対し 年間 5,000 万円	制限なし	制限なし
公職の候補者		金銭等に 限り禁止 (※ 1)	金銭等に限り 禁止 (※ 1) その他は 年間 150 万円			禁 止	禁 止	金銭等に限り 禁止 (※ 1) その他は 制限なし	金銭等に限り 禁止 (※ 1) その他は 制限なし	金銭等に限り 禁止 (※ 1) その他は 制限なし	金銭等に限り 禁止 (※ 1) その他は 制限なし

※ 1 選挙運動に関するものについては、金銭等による寄附ができます。

※ 2 遺贈によってする寄附については、制限なしとされています。

※ 3 資金管理団体の届出をした公職の候補者が、その資金管理団体に対してする特定寄附（公職の候補者である間に政党から受けた政治活動に関する寄附を自らの資金管理団体に寄附するもの）については、制限なしとされています。

※ 4 公職の候補者は、一定期間（地方公共団体の議会の議員または長の任期満了による選挙にあっては、その任期満了の日前 90 日に当たる日から当該選挙の期日までの間）、当該公職の候補者に係る後援団体に対し寄附をすることが禁止されます。

（注 1）寄附の量的制限の適用については、政治団体の本部、支部は通じて一の政治団体と取り扱われます。

（注 2）会社、労働組合その他の団体（政治団体を除く。）は、1 以上の市町村の区域または選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部以外の政党の支部に対しては、政党活動に関する寄附ができません。

（注 3）政党が公職の候補者に対してする寄附については、令和 8 年 1 2 月 3 1 日までは制限はありません。

(2) 寄附の質的制限

次の行為は禁止されています。

- (ア) 国、県、市町村から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金を受けていたり、資本金、基本金などの拠出を受けている会社その他の法人が、それぞれ衆議院議員選挙または参議院議員選挙に係る候補者等またはこれらの候補者等に係る後援団体、県、市町村の議会の議員または長の選挙に係る候補者等またはこれらの候補者等に係る後援団体に対して政治活動に関する寄附をすること。また、何人もこれを受けること。
- (イ) 3 事業年度以上にわたり継続して欠損を生じている会社が、政治活動に関する寄附をし、また、何人もこれを受けること。
- (ウ) 外国人、外国法人または主な構成員が外国人や外国法人である団体その他の組織（ただし、株式の過半数を外国人または外国法人が保有する日本法人のうち、上場会社であってその発行する株式が証券取引所において 5 年以上継続して上場されているものを除く。）から、政治活動に関する寄附を受けること。

- (エ) 本人の名義以外の名義または匿名で政治活動に関する寄附をし、また、何人もこれを受けること。
- (オ) 相手方に対し業務、雇用その他の関係または組織の影響力を利用して威迫するなど不当にその意思を拘束するような方法で、政治活動に関する寄附のあっせんに係る行為を行うこと。
- (カ) 政治活動に関する寄附のあっせんをする者が、寄附をしようとする者の意思に反してその賃金、工賃などから控除するような方法で寄附を集めること。

問 答

- 問** 候補者等が選挙区内にある者に対し、お中元、お歳暮、入学祝、結婚祝、出産祝、お祭り等の寄附、餞別等従来から慣行として行われている寄附を行うことは差し支えないか。
- 答** 罰則をもって禁止されている。
- 問** 候補者等が、氏子である神社や檀家となっている寺（選挙区内にある）の社殿や本堂修復のため、寄附をすることは差し支えないか。
- 答** 罰則をもって禁止されている。
- 問** 候補者等が、町内会の野球大会に際してカップや記念品を贈ることは差し支えないか。
- 答** 罰則をもって禁止されている。
- 問** 候補者等が、選挙区内にある者に対し、匿名で寄附をすることは差し支えないか。また、配偶者や秘書などの名義で寄附をすることはどうか。
- 答** 匿名または他人名義であっても、実質上候補者等が寄附をするものであるかぎり、罰則をもって禁止される。
- 問** 候補者等が、葬儀の際に僧侶等にお布施を出すことは寄附に当たるか。
- 答** 役務の提供に対する債務の履行と認められる限り、寄附には当たらない。
- 問** 選挙区内の過疎地で交通不便な場所において行う純粋な政治講習会に関し、議員がバスをチャーターしてその参加者を会場まで運ぶことは、寄附の禁止に当たらないと思うがどうか。
- 答** その地域の交通事情等から判断して必要やむを得ない実費の補償と認められる限り、禁止されない。
- 問** 町内会の役員が、町内にいる候補者等に対し、祭りの寄附を求めてもよいか。
- 答** 候補者等に対して寄附を要求することは禁止されている。
- 問** 後援団体の設立目的に会員の親睦が入っている場合、後援団体が会員の家族の葬儀に際し、花輪、供花、香典を出すことは差し支えないか。
- 答** 罰則をもって禁止されている。
- 問** 後援団体が、町内の老人クラブのバス旅行に際し、その老人クラブに餞別を贈ることは許されるか。
- 答** 餞別を贈ることは、一般にその後援団体の設立目的により行う行事または事業に関するものとは認められず、罰則の対象となる。
- 問** 後援団体が、選挙区内にある者の家の新築祝いを出してもよいか。
- 答** 罰則をもって禁止されている。
- 問** 選挙運動期間中に、候補者に陣中見舞いとしてお酒を持って行ってもよいか。
- 答** 選挙運動に関し飲食物を提供することは禁止されていることから、お酒は提供できない。
- 問** 当選した候補者に、当選祝いとしてお金を持って行ってもよいか。
- 答** 候補者の政治活動に関し金銭等による寄附をしてはならないこととされており、当選祝いとしてお金を持っていくことは禁止される。

V あいさつ状の禁止

候補者等が、選挙区内にある者に対し、年賀状、寒中見舞状、暑中見舞状その他これらに類するあいさつ状を出すことは、選挙運動期間中であるかどうかにかかわらず常時禁止されています。

ただし、あいさつ状のうち、答礼のための自筆によるものについては出すことができます。自筆とは候補者等本人の肉筆をいい、石版、複写等によって複製したもの、氏名のみ自書するもの、口述して他人に代筆させたもの等は含まれません。

問 答

問 祝電や弔電は、年賀状、寒中見舞状、暑中見舞状その他これらに類するあいさつ状に含まれるか。

答 含まれない。

問 年賀電報や電子郵便により、選挙区内にある者に対し、年賀のためのあいさつ状を出すことはできるか。

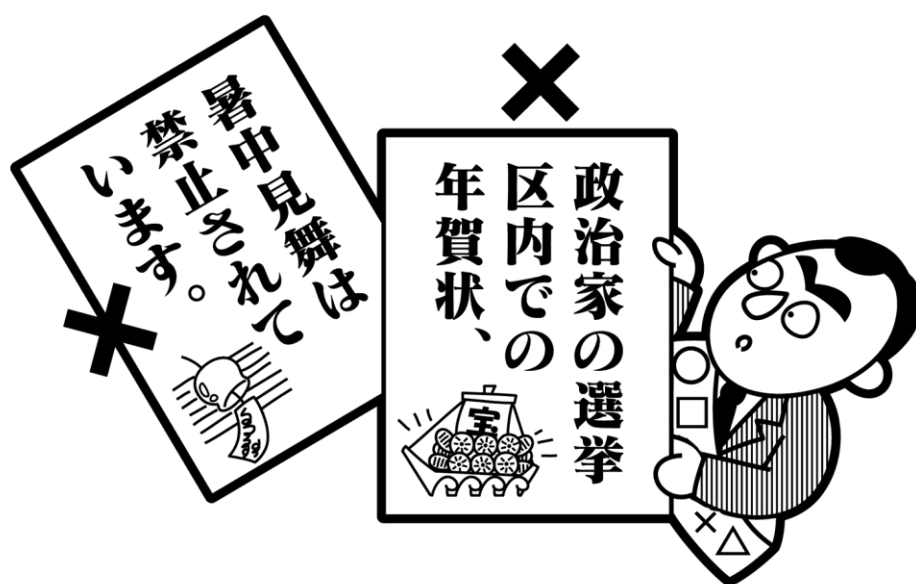
答 できない。

問 印刷した年賀状等のほかに、禁止されるあいさつ状にはどのようなものがあるか。

答 「喪中につき年賀のあいさつ失礼します」といった欠礼の葉書やクリスマスカード、ファックスで送る時候のあいさつ状等がある。

問 県政報告会の開催を周知する葉書に、時候のあいさつ文を掲載することはできるか。

答 全体として時候のあいさつ状と認められないものであれば差し支えない。



VI 有料のあいさつ広告の禁止

1 候補者等および後援団体の有料のあいさつ広告の禁止

候補者等および後援団体は、選挙区内にある者に対する主としてあいさつ（年賀、寒中見舞、暑中見舞その他これらに類するもののためにするあいさつおよび慶弔、激励、感謝その他これらに類するもののためにするあいさつに限る。）を目的とする広告を、有料で新聞、雑誌、ビラ、パンフレット、インターネット等を利用する方法により頒布される文書図画等に掲載させることは、罰則をもって禁止されています。また、このような広告を、有料で放送事業者、有線テレビジョン放送事業者または有線ラジオ放送の業務を行う者の放送設備により放送させることもできません。

このような有料のあいさつ広告は、選挙運動期間中であるかどうかにかかわらず、常時禁止されています。

2 有料のあいさつ広告を求めることの禁止

何人も、候補者等または後援団体に対して、選挙区内にある者に対する主としてあいさつを目的とする広告を新聞、雑誌、ビラ、パンフレット、インターネット等を利用する方法により頒布される文書図画等に有料で掲載させることを求めることはできません。また、このような広告を放送設備により有料で放送させるよう求めることも禁止されています。

問 答

問 政策広告は禁止されるのか。

答 政策広告は、一般的には有料のあいさつ広告には該当しない。

問 選挙区内にある者に対する政策広告の中にあいさつ文を入れると、禁止規定に該当することとなるか。

答 政策広告の中にあいさつを入れたことにより、全体として主として年賀、寒中見舞、暑中見舞その他これらに類するもののためにするあいさつを目的とするものに該当すると認められる場合または主として慶弔、激励、感謝その他これらに類するもののためにするあいさつを目的とするものに該当すると認められる場合は、あいさつを目的とする有料広告として規制される。

問 慶弔、激励、感謝その他これらに類するもののためにするあいさつとは、具体的にどのようなものが考えられるか。

答 各種の大会に係るお祝いや人の死亡に係るあいさつ、地元の高校の野球大会への出場に係る激励のあいさつ、後援団体の結成 20 周年に当たりこれまでの支持に対する感謝のあいさつ等が考えられる。

問 候補者等自身が発行する政策の普及宣伝のための雑誌、パンフレット等に、あいさつ文を掲載することはできるか。

答 差し支えない。

VII 政治団体

1 政治団体

政治団体とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

- (ア) 政治上の主義もしくは施策を推進し、支持し、またはこれに反対することを本来の目的とする団体
- (イ) 特定の公職の候補者を推薦し、支持し、またはこれに反対することを本来の目的とする団体
- (ウ) (ア)および(イ)の団体のほか、次に掲げる活動をその主たる活動として組織的かつ継続的に行う団体
 - ・政治上の主義もしくは施策を推進し、支持し、またはこれに反対すること。
 - ・特定の公職の候補者を推薦し、支持し、またはこれに反対すること。

2 政党

政党とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

- (ア) 当該政治団体に所属する衆議院議員または参議院議員を5人以上有するもの（ただし、構成員の中に1人でも他の政党に所属している議員が含まれている場合は、政党にはなりません。）
- (イ) 直近において行われた衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙もしくは比例代表選出議員の選挙または直近において行われた参議院議員の通常選挙もしくは当該参議院議員の通常選挙の直近において行われた通常選挙における比例代表選出議員の選挙もしくは選挙区選出議員の選挙における得票総数が有効投票総数の100分の2以上であるもの

【令和6年12月17日現在の政党】

公明党、国民民主党、参政党、社会民主党、自由民主党、日本維新の会、日本保守党、日本共産党、みんなで作る党、立憲民主党、れいわ新選組

3 政治団体の届出

※国会議員関係政治団体については、次の「5 国会議員関係政治団体の特例」を参照してください。

(1) 政治団体の結成に必要な人数

最低2人以上でなければなりません。

(2) 設立の届出

政治団体は、当該政治団体を組織した日または政治団体となった日から7日以内に、郵便等によることなく文書で、当該政治団体の目的、名称、主たる事務所の所在地、主としてその活動を行う区域、代表者、会計責任者および会計責任者の職務代行者の氏名、住所、生年月日、選任年月日等を県選管（主としてその活動を行う区域が2以上の都道府県の区域にわたる政治団体にあつては、県選管を通じて総務大臣）に届け出なければなりません。

(3) 設立届の際の提出文書

すべての政治団体は、設立届に当該政治団体の規約（綱領、党則）を添付する必要があります。

また、知事および県議会議員の候補者等の後援団体で、政治活動に関する寄附をした個人について所得税の課税の特例を受けようとする団体は、規約に加え、被推薦書を提出する必要があります。

政党支部の設立の届出に当たっては、規約（綱領、党則）に加え、次のものを提出する必要があります。

(7) 当該政党の名称、主たる事務所の所在地、主としてその活動を行う区域、その支部が1以上の市町村の区域または公選法第12条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる支部である場合にあっては、その旨を記載した書面（政党の状況等に関する届）

(4) 当該支部が政党の支部である旨およびその一部が1以上の市町村の区域または公選法第12条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる支部である場合にあってはその旨の当該政党の証明書（支部証明書）

(4) 設立の届出前の寄附の受領または支出の禁止

政治団体は、設立届をする前に政治活動のために寄附を受け、または支出をすることができません。

(5) 届出事項の異動の届出

政治団体は、県選管（または総務大臣）に届け出た事項に異動があったときは、異動の日から7日以内に、その異動に係る事項を届け出なければなりません。規約（綱領、党則）に異動があった場合も同様です。

(6) 解散の届出

政治団体が解散し、または目的の変更等により政治団体でなくなった場合は、当該解散の日から30日以内に、県選管（または総務大臣）に解散の届出をする必要があります。

なお、解散の届出に当たっては、解散届とともに、解散の日の属する年の1月1日から解散の日までの収支を記載した収支報告書を提出する必要があります。

4 資金管理団体の届出

(1) 資金管理団体の指定

公職の候補者等は、当該公職の候補者本人が代表者である政治団体の中から、その者のために政治資金の拠出を受けるべき政治団体を資金管理団体として指定することができます。（その数は1に限られます。）

(2) 資金管理団体の指定の届出

公職の候補者は、資金管理団体を指定したときは、指定の日から7日以内に、当該公職の候補者に係る公職の種類、資金管理団体の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名、指定生年月日等を県選管（主としてその活動を行う区域が2以上の都道府県の区域にわたる政治団体にあつては、県選管を通じて総務大臣）に届け出なければなりません。

(3) 届出事項の異動の届出

資金管理団体は、その届出事項に異動があったときは、異動の日から7日以内に、その異動に係る事項を県選管（または総務大臣）に届け出なければなりません。

(4) 指定の取消しの届出

資金管理団体の指定を取り消した場合は、当該取消しの日から7日以内に、県選管（または総務大臣）に指定取消しの届出をする必要があります。

5 国会議員関係政治団体の特例

(1) 国会議員関係政治団体とは

国会議員関係政治団体とは、次に掲げる政治団体（政党、政策研究団体および政治資金団体を除く。）をいいます。

(ア) 国会議員・候補者が代表者である政治団体（１号団体）

(イ) 租税特別措置法に規定する寄附金控除の適用を受ける政治団体のうち、特定の国会議員・候補者を推薦し、または支持することを本来の目的とする政治団体（２号団体）

(ウ) 政治上の主義又は施策を研究する目的を有する団体で、国会議員が主宰するもの又はその主要な構成員が国会議員であるもの（いわゆる政策研究団体）（３号団体）

（注）令和８年１月１日から国会議員関係政治団体に追加され、令和７年１０月１日から届出が始まります。

なお、政党支部であって、国会議員に係る選挙区の区域または選挙の行われる区域を単位として設けられるもののうち、国会議員・候補者が代表者であるものは、上記(ア)の国会議員関係政治団体（１号団体）とみなされます。

また、令和８年１月１日から、国会議員関係政治団体以外の政治団体（政党及び政治資金団体を除く。）のうち、各年中において次のいずれかに該当する寄附の金額が１，０００万円以上となった政治団体についても、１，０００万円以上となった年及びその翌年において国会議員関係政治団体であるものとみなされます。

- ・同一の国会議員関係政治団体（上記(ウ)を除く。）から受けた寄附の金額（国会議員関係政治団体に係る公職の候補者が同一の者である２以上の国会議員関係政治団体から受けた寄附にあっては、その金額の合計）
- ・同一の上記(ウ)に該当する国会議員関係政治団体から受けた寄附の金額

(2) 国会議員関係政治団体の特例

国会議員関係政治団体は、収支報告書を提出するときは、あらかじめ登録政治資金監査人（政治資金適正化委員会の研修を受けた弁護士、公認会計士、税理士）による政治資金監査を受ける必要があるほか、収支報告書についても詳細な記載を求められるなど、一般の政治団体よりも厳格な基準が適用されます。

6 寄附の制限

「Ⅳ 寄附の禁止」を参照してください。

7 文書図画の制限

「Ⅷ 公職の候補者等または後援団体の平常時における政治活動」を参照してください。

問 答

問 候補者が自己の後援団体を設立し、活動費として金銭等を寄附することは可能か。

答 可能であるが、寄附をする後援団体の区分によって、寄附できる時期や金額に制限がある。

VIII 公職の候補者等または後援団体の平常時における政治活動

政治活動とは、政党その他の政治団体が、政治上の主義もしくは施策を推進し、支持し、もしくはこれに反対すること、または特定の公職の候補者等を推薦し、支持し、もしくはこれに反対することを目的として行ういっさいの行為をいいます。

選挙が行われていない平常時における政治活動は基本的に自由ですが、公職の候補者等の政治活動のために使用される候補者等の氏名または氏名が類推されるような事項を表示する文書図画および後援団体の政治活動のために使用される後援団体の名称を表示する文書図画は、次に掲げるもの以外は掲示することができません。

(ア) 立札および看板の類で、政治活動のための事務所ごとに、その場所において2つ以下を掲示するもので、縦150cm、横40cm以内のもの（その選挙を管理する選管の証票が貼付されていなければなりません。）

ただし、1人の候補者等または1人の候補者等に係る後援団体のすべてを通じての総数は、次の表に掲げる数以内である必要があります。

(イ) ポスターで、それを掲示するためにベニヤ板、プラスチック板などでいわゆる裏打ちをしていないもので、かつ、その表面に掲示責任者および印刷者の氏名（法人にあっては名称）および住所の記載があるもの（ただし、候補者等もしくは後援団体の事務所もしくは連絡所を表示するポスターまたは後援団体の構成員であることを表示するポスターは、裏打ちをしていないものであっても掲示できません。）

さらに、このようなポスターであっても、各選挙ごとに一定期間、当該選挙区内に掲示することが禁止されています。

一定期間は次の表のとおりです。

(ウ) 政治活動のためにする演説会、講習会、研修会などの集会の会場において、その開催中に使用されるもの

(エ) 確認団体が選挙期間中に認められる政治活動において使用できるもの

○立札および看板の類の数

選 挙 の 種 類 等	候補者等個人	後援団体
衆議院小選挙区選出議員の選挙に係るもの	10	15
衆議院比例代表選出議員の選挙に係るもの		
その選挙区の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数が、		
13 の場合	22	33
14 の場合	22	33
15 の場合	24	36
16 の場合	24	36
以下、選挙区が2つ増すごとに、候補者個人に2、後援団体に3を加える。ただし、1つの小選挙区の区域内においては、候補者等個人は10以内、後援団体は15以内		

選 挙 の 種 類 等	候補者等個人	後援団体
参議院比例代表選出議員の選挙に係るもの ただし、その都道府県の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数、 2の場合は、その都道府県内では 3の場合は、その都道府県内では 4の場合は、その都道府県内では 5の場合は、その都道府県内では 以下、選挙区が2つ増すごとに、候補者等個人に2、後援団体に3を加える。	100 12 12 14 14	150 18 18 21 21
参議院選挙区選出議員、知事の選挙に係るもの その都道府県の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数、 2の場合 3の場合 4の場合 5の場合 以下、選挙区が2つ増すごとに、候補者個人に2、後援団体に3を加える。	 12 12 14 14	 18 18 21 21
県議会議員、市長、市議会議員の選挙に係るもの	6	6
町村長、町村議会議員の選挙に係るもの	4	4

○ポスターの掲示の禁止期間

選 挙 の 種 類	一 定 期 間			
衆 議 院 議 員 の 総 選 挙	任期満了の日の6月前の日	から	総選挙の期日	まで
	衆議院解散の日の翌日	から	総選挙の期日	まで
参 議 院 議 員 の 通 常 選 挙	任期満了の日の6月前の日	から	通常選挙の期日	まで
地方公共団体の議会の議員および長の選挙（任期満了によるもの）	任期満了の日の6月前の日	から	選挙の期日	まで
地方公共団体の議会の議員および長の選挙（任期満了によらないもの）	選挙を行うべき事由が生じた旨の選管の告示があった日の翌日	から	選挙の期日	まで
衆議院議員または参議院議員の再選挙または補欠選挙	選挙を行うべき事由が生じた旨の選管の告示があった日の翌日	から	選挙の期日	まで

問 答

問

平常時に、立候補予定者が氏名入りのたすきを身に付け、街頭演説することはできるか。

答

掲示できる文書図画ではないため、身に付けることはできない。

IX 政党その他の政治団体の選挙時における政治活動

政党は、政権の座に着き、自党の政治上の主義、施策の実現を図ることを目標に、常に勢力の拡大に力を注いでいます。この目標を達成するためには、その主義や施策が広く、かつ、多くの人々に支持されることにより、自党に所属し、または自党が推薦する候補者を選挙によって多数議会に送り込まなければなりません。こういう目的をもった政党その他の政治団体の政治活動は本来自由なものであり、なんら規制すべきものではありませんが、選挙時には、政治活動としての公職の候補者の推薦、支持などの行為と選挙運動との区別がつけにくく、選挙の公正が確保されなくなるおそれがあります。

このため、衆議院議員、参議院議員、知事、市長および県議会議員の選挙においては、公示（告示）の日から選挙の期日までの間は、次の(ア)から(ケ)までの活動が禁止されています。しかし、衆議院議員の選挙を除いては、総務大臣またはその選挙を管理する選管の確認を受けた政党その他の政治団体（これを確認団体といいます。）については、次の規制の中で、(ア)から(ケ)の活動ができます。（なお、衆議院議員の選挙においては、候補者届出政党および名簿届出政党等に幅広く選挙運動が認められています。）

(ア) 政談演説会の開催

(イ) 街頭政談演説

(ウ) 宣伝告知のための自動車の使用

(エ) 宣伝告知のための拡声機の使用

(オ) ポスターの掲示

(カ) 立札および看板の類の掲示

(キ) ビラの頒布

(ク) 連呼行為

(ケ) 機関紙誌に選挙に関する報道評論を掲載して頒布または掲示すること

確認団体は、選挙期間中、上記(ア)～(ケ)の政治活動を一定の規制のもとに行うことができますが、(ウ)、(オ)については、その選挙に関する事務を管理する選管が交付する表示板または証紙をつけておく必要があります、(キ)については公選法第14章の3の規定によるビラである旨を表示する記号を記載しなければなりません。

政談演説会および街頭政談演説では、当該確認団体の政策の普及宣伝のほか、公職の候補者の推薦、支持その他の選挙運動（参議院比例代表選出議員の選挙においては、名簿届出政党等の選挙運動）のための演説をもすることができます。また、自己の選挙区において開催される政談演説会または街頭政談演説において、公職の候補者は、弁士として政策の普及宣伝のほか自己の選挙運動のための演説をもすることができます。（ただし、これらの場合、選挙運動のための演説は、従として行われる程度でなければなりません。）

なお、政党その他の政治活動を行う団体は、すべての選挙において、公示（告示）の日から選挙の期日までの間、掲示または頒布する文書図画（新聞紙および雑誌ならびにインターネット等を利用する方法により頒布されるものを除く。）に、その選挙区の特定の候補者の氏名および氏名が類推されるような事項を記載することができません。

また、各選挙につき、公示（告示）の日以前に掲示したポスターであっても、当該ポスターに氏名または氏名が類推されるような事項を記載された者が当該選挙において候補者となったときは、当該候補者となった日のうちに当該選挙区（選挙区がないときは、選挙の行われる区域）において、当該ポスターを撤去しなければなりません。氏名が類推されるような事項を記載した例としては、ポスターに候補者の写真が掲載されている場合などがあげられます。

○政党その他の政治団体の選挙期間中（選挙期日の公示（告示）の日から選挙期日の前日までの間）に

おける政治活動

選挙の種類 活動の種類	参議院議員	知事	市長	県議会議員	町村長・市町村議会議員
政治活動を行うことができる団体（右の要件を満たし、かつ、総務大臣またはその選挙を管理する選管から確認書の交付を受けた団体）	・全国を通じて10人以上の所属候補者を有する団体または候補者名簿を届け出た団体	・所属候補者または支援候補者を有する団体	左に同じ	・3人以上の所属候補者を有する団体	下記の(ア)、(イ)、(ウ)以外制限なし
政談演説会	・衆議院小選挙区選出議員の1選挙区ごとに1回 ・あらかじめ当該政談演説会場が所在する都道府県を選管に届け出る。 ・従たる範囲で、所属候補者（比例代表選挙にあっては、名簿届出政党等または名簿登載者（特定枠の名簿登載者を除く。））の選挙運動のための演説をも行うことができる。 ・選挙運動のための連呼はできない。	・衆議院小選挙区選出議員の1選挙区ごとに1回 ・あらかじめ県の選管に届け出る。 ・従たる範囲で、所属候補者または支援候補者の選挙運動のための演説をも行うことができる。 ・選挙運動のための連呼はできない。	・選挙の行われる区域につき2回 ・あらかじめ市の選管に届け出る。 ・従たる範囲で、所属候補者または支援候補者の選挙運動のための演説をも行うことができる。 ・選挙運動のための連呼はできない。	・所属候補者数の4倍に相当する数 ・あらかじめ県の選管に届け出る。 ・従たる範囲で、所属候補者の選挙運動のための演説をも行うことができる。 ・選挙運動のための連呼はできない。	
街頭政談演説	・下記の自動車で停止しているものの車上およびその周囲（長時間にわたり同一の場所にとどまってすることのないよう努めなければならない。） ・午前8時から午後8時まで ・従たる範囲で、所属候補者（比例代表選挙にあっては、名簿届出政党等または名簿登載者（特定枠の名簿登載者を除く。））の選挙運動のための演説をも行うことができる。 ・選挙運動のための連呼はできない。	同左	同左	同左	
政治活動用自動車（政策の普及宣伝および演説告知用の自動車）の使用	・本部、支部を通じて6台以内（所属候補者（名簿登載者を含む。）が11人以上の場合は、5人増すごとに1台を加える。） ・総務大臣が交付する表示板を冷却器の前面その他見やすい場所に掲示	・1台 ・県の選管が交付する表示板を冷却器の前面その他の見やすい場所に掲示	・1台 ・市の選管が交付する表示板を冷却器の前面その他の見やすい場所に掲示	・1台（所属候補者が4人以上の場合は5人増すごとに1台を加える。） ・県の選管が交付する表示板を冷却器の前面その他の見やすい場所に掲示	
政策の普及宣伝および演説のための拡声機の使用	・政談演説会の会場、街頭政談演説（政談演説を含む。）の場所および政治活動用自動車の車上	同左	同左	同左	
ポスター	・長さ85cm×横60cm以内のもの70,000枚以内（所属候補者（名簿登載者を含む。）が11人以上の場合は、5人増すごとに5,000枚を加える。） ・総務大臣が交付する証紙を貼付 ・表面に政党その他の政治団体の名称ならびに掲示責任者および印刷者の名称（法人にあっては名称）および住所を記載	・衆議院小選挙区選出議員の1選挙区ごとに長さ85cm×横60cm以内のもの500枚以内 ・県の選管が交付する証紙を貼付 ・表面に政党その他の政治団体の名称ならびに掲示責任者および印刷者の名称（法人にあっては名称）および住所を記載	・市長選挙の行われる区域につき長さ85cm×横60cm以内のもの1,000枚以内 ・市の選管が交付する証紙を貼付 ・表面に政党その他の政治団体の名称ならびに掲示責任者および印刷者の名称（法人にあっては名称）および住所を記載	・1選挙区ごとに長さ85cm×横60cm以内のもの100枚以内（所属候補者が2人以上の場合は、1人増すごとに50枚を加える。） ・県の選管が交付する証紙を貼付 ・表面に政党その他の政治団体の名称ならびに掲示責任者および印刷者の名称（法人にあっては名称）および住所を記載	

選挙の種類 活動の種類	参 議 院 議 員	知 事	市 長	県議会議員	町村長・ 市 町 村 議会議員
立札および看板の類	・政談演説会の告知用のものおよびその会場で使用するもの（政談演説会告知用のものについては、1の政談演説会ごとに5以内）ならびに政治活動用自動車に取り付けて使用するもの ・政談演説会場が所在する都道府県の選管が定める表示が必要 ・表面に掲示責任者の氏名および住所を記載	・政談演説会の告知用のものおよびその会場で使用するもの（政談演説会告知用のものについては、1の政談演説会ごとに5以内）ならびに政治活動用自動車に取り付けて使用するもの ・県の選管が定める表示が必要 ・表面に掲示責任者の氏名および住所を記載	・政談演説会の告知用のものおよびその会場で使用するもの（政談演説会告知用のものについては、1の政談演説会ごとに5以内）ならびに政治活動用自動車に取り付けて使用するもの ・市の選管が定める表示が必要 ・表面に掲示責任者の氏名および住所を記載	知事の場合と同じ	下記の (7)、 (4)、 (9)以外 制限なし
ビラ	・総務大臣に届け出た3種類以内 ・表面に確認団体の名称、選挙の種類および公選法第14章の3の規定によるビラである旨を表示する記号を記載（例：〇〇党・参院選・届出ビラ△号）	・県の選管に届け出た2種類以内 ・表面に確認団体の名称、選挙の種類および公選法第14章の3の規定によるビラである旨を表示する記号を記載	・市の選管に届け出た2種類以内 ・表面に確認団体の名称、選挙の種類および公選法第14章の3の規定によるビラである旨を表示する記号を記載	知事の場合と同じ	
連呼行為	・政談演説会場および街頭政談演説の場所である場合、午前8時から午後8時までの間に政治活動用自動車の車上においてする場合のみ可 ・学校、病院、診療所その他の療養施設の周辺では、静穏の保持に努めなければならない。	同左	同左	同左	
機関紙誌	・確認団体の本部で直接発行する機関紙誌で、総務大臣に届け出た各1種類（通常の方法で頒布するものに限る。）	・確認団体の本部で直接発行する機関紙誌で、県の選管に届け出た各1種類（通常の方法で頒布するものに限る。）	・確認団体の本部で直接発行する機関紙誌で、市の選管に届け出た各1種類（通常の方法で頒布するものに限る。）	知事の場合と同じ	
各選挙を通して次の行為は禁止	(7) 連呼行為（ただし、上記の政談演説会の会場、街頭政談演説の場所および午前8時から午後8時までの間に政治活動用自動車の車上で行うものは差し支えない。） (4) 掲示または頒布する文書図画に、当該選挙区の特定の候補者の氏名または氏名が類推されるような事項を記載すること。 (9) 国または地方公共団体が所有し、または管理する建物において文書図画を頒布すること。（ただし、上記の政談演説会の会場では差し支えない。）				

X 選挙に関する争訟

公選法は、選挙が公正に行われるようその管理執行、選挙運動等について詳細な規定を設けていますが、仮に選挙の執行や当選人の決定が公選法の規定に反して行われ、選挙人の意思を正しく反映していると考えられないような場合に、その選挙や当選人の決定を有効なものとして確定してしまうことは不都合なことです。そこで、このような場合に、争訟によって選挙の効力や当選人の決定を是正する手段が関係者に与えられています。

1 選挙争訟

選挙争訟とは、選挙の手続きに瑕疵があるとして、その選挙の全部または一部の効力を争う争訟をいいます。

選挙争訟については、選挙の規定に違反し、選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合に限り、選挙の全部または一部が無効になるとされています。

選挙の規定違反とは、選挙の管理執行の手続きに関する規定に違反することであり、選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合とは、当該選挙の規定違反がなかったなら異なった選挙の結果が生じていたかもしれない（当選人の顔ぶれに異動を生じる可能性がある）場合をいいます。

2 当選争訟

当選争訟とは、選挙が有効に行われたことを前提として、誰がその選挙における正しい当選人かを争うものです。

当選人の決定は選挙会で行われることから、当選争訟は一般的には選挙会において当選人と定められた者の当選が無効であることを主張して選挙会の決定の取消しを求めるもののように、選挙会の決定の適不適を争うものです。

3 選挙争訟と当選争訟の手続き

選挙争訟および当選争訟には、訴訟と異議の申出および審査の申立てがあります。

市町村の選挙については、まず異議の申出、次に審査の申立てを経なければ訴訟を提起できず、また、都道府県の選挙においては異議の申出を経なければ訴訟を提起できないこととされており、不服申立て前置主義がとられています。

これに対し、国会議員の選挙については、当該選挙の事務を管理する選管を被告として当該選挙の所在地を管轄する高等裁判所に出訴することのみが認められ、不服申立ての制度はおかれていません。

選挙争訟および当選争訟の手続きをまとめると、次表のとおりとなります。

○選挙争訟および当選争訟の手続き

		市町村の選挙		都道府県の選挙		国会議員の選挙	
		選挙争訟	当選争訟	選挙争訟	当選争訟	選挙争訟	当選争訟
異議の申出	申出人	当該選挙の選挙人および候補者		当該選挙の選挙人および候補者			
	申出先	市町村選挙管理委員会		都道府県選挙管理委員会			
	申出期間	選挙の日から14日以内	当選人等の告示の日から14日以内	選挙の日から14日以内	当選人等の告示の日から14日以内		
審査の申立て	申出人	・異議の申出人 ・その他の当該選挙の選挙人および候補者					
	申立先	県選挙管理委員会					
	申立期間	・異議の申出人は、決定書の交付の日から21日以内 ・その他の者は決定書の要旨の告示の日から21日以内					
訴訟	原告	・審査の申立人 ・その他の当該選挙の選挙人および候補者		・異議の申出人 ・その他の当該選挙の選挙人および候補者		当該選挙の選挙人および候補者（衆議院小選挙区選挙については候補者および候補者届出政党、衆議院比例代表選挙、参議院比例代表選挙については名簿届出政党等または名簿登載者（特定枠の名簿登載者を除く。））	候補者のうち当選をしなかった者（衆議院小選挙区選挙については候補者届出政党、衆議院比例代表選挙、参議院比例代表選挙については名簿届出政党等を含む。）
	出訴先	市町村選挙管理委員会の所在地を管轄する高等裁判所		被告の所在地を管轄する高等裁判所		被告の所在地を管轄する高等裁判所（衆議院比例代表選挙、参議院比例代表選挙については東京高等裁判所）	
	被告	県選挙管理委員会		都道府県選挙管理委員会		県選管管理委員会（衆議院比例代表選挙、参議院比例代表選挙については中央選挙管理会）	
	出訴期間	・審査の申立人は、裁決書の交付の日から30日以内 ・その他の者は、裁決書の要旨の告示の日から30日以内		・異議の申出人は、決定書の交付の日から30日以内 ・その他の者は、決定書の要旨の告示の日から30日以内		選挙の日から30日以内	当選人等の告示の日から30日以内

XI 選挙犯罪

1 買収罪

買収罪は、選挙犯罪のうち最も悪質なものです。買収行為は、不正な利益の授受によって選挙の人の自由意思により行われるべき選挙の結果を左右しようとするものであり、選挙の自由公正をはなはだしく侵害するものです。

公選法は、買収行為に対して極めて広範かつ厳重な処罰規定を設けており、また、候補者はもちろん、選挙運動の総括主宰者、出納責任者、組織的選挙運動管理者等が買収罪によって処罰されたときは当選人の当選を無効とし、さらには当該選挙の選挙区における立候補も禁止しています。

買収は犯罪！



(1) 主な買収罪

(ア) 普通買収罪（事前買収）および事後報酬供与罪（事後買収）

当選を得もしくは得しめ、または得しめない目的をもって（事前買収）あるいは投票をし、もしくはしないこと、選挙運動をし、もしくはやめたこと、またはその周施、勧誘をしたことの報酬とする目的をもって（事後買収）選挙人または選挙運動者に対して金銭、物品その他の財産上の利益等の供与、その申込みもしくは約束をし、または供応接待、その申込みもしくは約束をしたときは、買収罪として処罰されます。

(イ) 利害誘導罪

当選を得もしくは得しめ、または得しめない目的をもって選挙人または選挙運動者に対し、その者またはその者と関係のある社寺、学校、会社、組合、市町村等に対する用水、小作、債権、寄附その他直接の利害関係を利用して誘導をしたときに、買収罪と同様に処罰されます。

(ウ) 利益收受および要求罪

上記(ア)の供与や供応接待を受け、もしくは要求し、またはその申込みを承諾した場合や、上記(イ)の利害誘導に応じたり、またはこれを促した場合は、買収罪と同様に処罰されます。

(エ) 買収目的交付罪

上記(ア)、(イ)の買収または利害誘導をさせる目的をもって、選挙運動者に対し金銭もしくは物品の交付、交付の申込みもしくは約束をし、または選挙運動者がその交付を受け、その交付を要求し、もしくはその申込みを承諾した場合、その実質は買収の予備にすぎませんが、他の買収行為と同様に処罰されます。

(オ) 買収周施勧誘罪

上記(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)の行為に関して周施または勧誘をした場合、その実質はそれらの犯罪の教唆または幫助ですが、独立罪として処罰されます。

(2) こんなことは買収罪に当たります

- (ア) 数回の候補者選考会を開催し、特定人の推薦決議をして推薦人が被推薦人に対しその旨を通知し、併せて選考会の開催に要した費用を請求したり、その弁償を受けることは、その被推薦人が当選を得る目的をもってその費用を弁償したときは買収罪になります。また、その趣旨を知らずながら弁償を受けた者は、被買収罪として処罰されます。
- (イ) 演説会場においてニュース映画や漫画映画を観覧させたりする行為は、選挙人に対し利益を供与するものとして買収罪となります。
- (ウ) 市会議員の候補者が、特定地域の選挙人に対し、「当選の上は、その居住する場所の道路を選挙人などに一切の金銭的負担をかけずに市の予算をもって舗装するように努力し、もしこれが不可能な場合は私財を投じて舗装する」旨の演説をすることは、特殊の直接利害関係を利用して選挙人を誘導したことになる違反です。
- (エ) 労組幹部が、立候補者に対し、「われわれの組合を援助してくれるのなら、選挙運動をしてもよい」と言って経済的援助を要求する行為は、供与申込として買収罪となります。
- (オ) ポスターの掲示につき、その場所を提供してもらった謝礼として多額の金品（その額が社会通念からみて多額であると判断されるとき）を交付したときは、買収罪となるおそれがあります。

2 その他の選挙犯罪

買収罪以外の主な選挙犯罪としては、次のようなものがあります。

(1) 選挙妨害罪

(ア) 選挙の自由妨害罪

選挙に関し、次の行為をしたときは処罰されます。

① 暴行、威力またはかどわかしによる自由妨害罪

選挙人、候補者、候補者となろうとする者、選挙運動者または当選人に対して暴行を加え、もしくは心理的に威迫し、または欺きもしくは誘惑して他所へ連れて行った場合がこれに該当します。

② 交通、集会、演説の妨害、文書図面の毀棄その他不正の方法による選挙の自由妨害罪

③ 利害関係利用威迫による選挙の自由妨害罪

利害誘導による買収罪とは反対に、不利益を加え、または加えることを予告して、選挙人、候補者、候補者になろうとする者、選挙運動者または当選人に不安を抱かせるに足りる行為をしたときに成立します。

(イ) 虚偽事項公表罪

当選を得または得させる目的をもって、候補者または候補者となろうとする者の身分、職業、経歴、政党その他の政治団体との関係（所属、推薦、支持）等に関して虚偽の事項を公にした者は処罰されます。

また、当選を得させない目的で、候補者または候補者となろうとする者に関して虚偽の事項を公にし、または事実をゆがめて公表した者も処罰されます。

(2) 公職の候補者等の寄附の制限違反罪

公職の候補者等が、当該選挙に関し、または通常一般の社交の程度を超えて寄附した場合は処罰されます。

また、後援団体が公選法の規定に違反して寄附をしたときは、当該後援団体の役職員または構成員として当該違反行為をした者は処罰されます。

(3) その他の選挙犯罪

主なものを項目のみ列挙すると、次のとおりです。

- ・選挙運動の期間制限違反罪
- ・戸別訪問の禁止または署名運動の禁止違反罪
- ・文書図画の制限違反罪
- ・飲食物の提供の禁止違反罪
- ・選挙期日後のあいさつ行為の制限違反罪
- ・あいさつを目的とする有料広告の制限違反罪

3 選挙犯罪者の公民権停止

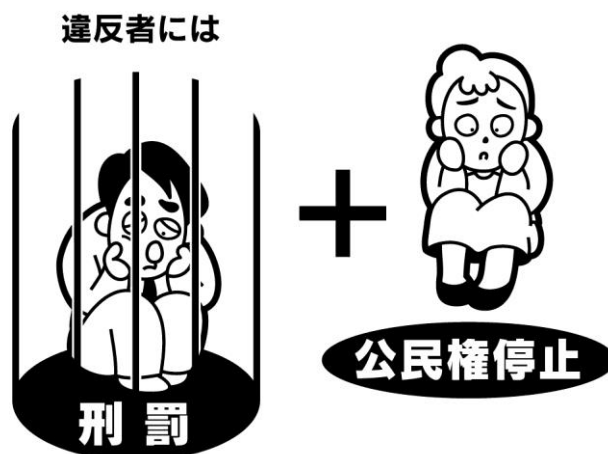
選挙犯罪で刑に処せられた者は、刑罰に加え、次のとおり一定期間、選挙権および被選挙権（いわゆる公民権）が停止されます。また、公民権の停止期間中は選挙運動をすることもできません。

(1) 罰金刑の場合は、その裁判が確定した日から5年間

(2) 禁錮以上の刑の場合は、その裁判が確定した日から刑の執行が終わるまでの間およびその後さらに5年間

ただし、刑の執行猶予の言い渡しを受けた場合等については、別に定められています。

なお、公職にある間に犯した収賄罪等により実刑に処せられた者については、その裁判が確定した日から刑の執行が終わるまでの間およびその後さらに5年間は公民権が停止されますが、被選挙権については、さらにその後5年間停止されます。



XII 当選無効

1 当選人の選挙犯罪による当選無効

当選人がその選挙に関して、公選法に規定する罪を犯し刑に処せられたとき（執行猶予も含む。）は、何らの手続きを要することなく、裁判の確定と同時にその当選が無効となります。

2 連座制による当選無効

(1) 連座制とは

連座制とは、候補者や立候補予定者と一定の関係にある者が、買収罪等の罪を犯し刑に処せられた場合に、たとえ候補者等が買収等の行為に関わっていなくても、候補者等本人についてその当選を無効にするとともに立候補制限という制裁を科す制度です。

(2) 連座制の対象者は

(ア) 選挙運動総括主宰者、地域主宰者、出納責任者（事実上の出納責任者を含む。）については、買収罪等の悪質な選挙違反を犯し、罰金以上の刑に処せられた場合（執行猶予を含む。）に対象となります。

(イ) 候補者等の親族または秘書、組織的選挙運動管理者等については、買収罪等の悪質な選挙違反を犯し、禁錮以上の刑に処せられた場合（執行猶予を含む。）に対象となります。

（注1）親族、秘書については、候補者等、総括主宰者、地域主宰者と意思を通じた場合に対象となります。

（注2）親族とは、候補者等の父母、配偶者、子または兄弟姉妹をいいます。

（注3）秘書とは、候補者等に使用される者で、候補者等の政治活動を補佐する者をいいます。なお、候補者等の秘書という名称を使用する者またはこれに類似する名称を使用する者について、候補者等がこれらの名称の使用を承諾し、または容認している場合には、これらの名称を使用する者は秘書と推定されることとなります。

（注4）組織的選挙運動管理者等とは、候補者等と意思を通じて組織により行われる選挙運動において、当該選挙運動の計画の立案もしくは調整または当該選挙運動に従事する者の指揮もしくは監督その他当該選挙運動の管理を行う者をいいます。

(3) 連座制の効果は

(ア) 当選無効

候補者（当選人）の当選が無効になります。

なお、衆議院議員の選挙における重複立候補者については、小選挙区選出議員の選挙に関し連座制が適用される場合には、比例代表選出議員の選挙における当選も無効になります。（おとり、寝返りの場合を除きます。）

ただし、組織的選挙運動管理者等については、おとり、寝返りの場合に加え、候補者等が買収等の行為を防止するため相当の注意を怠らなかった場合には連座制は適用されず、当選無効にはなりません。

(イ) 立候補制限

連座裁判の確定のときから５年間、同じ選挙で同じ選挙区から立候補することができません。（おとり、寝返りの場合を除きます。）

ただし、組織的選挙運動管理者等については、おとり、寝返りの場合に加え、候補者等が買収等の行為を防止するため相当の注意を怠らなかった場合には、連座制は適用されず、立候補制限は科せられません。

問 答

問 選挙運動の計画の立案・調整を行う者とは、具体的にはどのような役割を担う者をいうのか。

答 選挙運動全体の計画の立案または調整を行う者をはじめ、ビラ配りの計画、ポスター貼りの計画、個人演説会の計画、街頭演説などの計画などを立てる者やその調整を行う者、いわば司令塔の役割を担う者をいう。

問 選挙運動に従事する者の指揮・監督を行う者とは、具体的にはどのような役割を担う者をいうのか。

答 ビラ配り、ポスター貼り、個人演説会の会場設営、電話作戦などに当たる者の指揮監督を行う者、いわば前線のリーダーの役割を担う者をいう。

問 その他選挙運動の管理を行う者とは、具体的にはどのような役割を担う者をいうのか。

答 選挙運動の分野を問わず、選挙運動の管理を行う者で、例えば選挙運動従事者への弁当の手配、車の手配、個人演説会場の確保など、後方支援活動の管理を行う者をいう。

問 組織としては、具体的にはどのようなものがあるか。

答 例えば、政党、政党の支部、政党の青年部・婦人部、候補者等本人の後援会、系列の地方議員の後援会、協力支援関係にある首長の後援会、地元事務所、選挙事務所、政治支援団体、選挙支持母体などが組織に当たると考えられる。

問 会社、労働組合、町内会、同窓会など、本来の目的が政治活動や選挙運動を行うことではない組織により選挙運動が行われた場合も連座制は適用されるのか。

答 本来、政治活動や選挙運動以外の目的で存在している会社、労働組合、宗教団体、協同組合、業界団体、青年団、町内会、同窓会、ＰＴＡなど複数の人間の結合体が、特定の候補者等を当選させる目的をもって、構成員相互の間で役割を分担し、協力し合って選挙運動を行う場合には組織に当たる。

問 候補者等がどのような者と意思を通じると、組織により行われる選挙運動について意思を通じたことになるのか。

答 候補者等と選挙運動を行う組織の総括者との間で、組織により選挙運動を行うことについて意思の連絡があった場合に、意思を通じたことになる。

問 意思を通じる相手方としての組織の選挙活動を行う組織の総括者とは、どのような者をいうのか。

答 選挙運動を行う組織体において、具体的・実質的な意思決定を行い得る者をいう。

例えば、政党の都道府県連や選挙区支部については、都道府県連会長や選挙区支部長がこれに当たる。また、会社、労働組合などの組織により選挙運動が行われる場合は、会社の社長、組合の委

員長などがこれに当たるケースが多いと考えられる。

なお、会社であれば社長、組合であれば委員長のみに限定されるものではなく、ある会社で当該選挙運動について実質的に部長が全権を持っているという場合は、その部長が総括者となる。

問 実際に行収等を行った組織的選挙運動管理者等と候補者等とが意思を通じていなくても、連座制は適用されるのか。

答 候補者等と選挙運動を行う組織の総括者との間において、組織により選挙運動が行われることについて意思を通じている場合に連座制が適用される。

したがって、例えば、組織ぐるみで選挙運動を行うことについて、ある会社の社長と候補者等が意思を通じていれば、課長などの選挙運動の実際のリーダーがそのことを知らなくても、連座制が適用される。